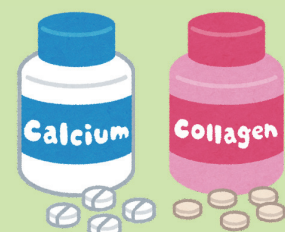


「定期購入トラブル」多発!

～ 極端な低価格を強調する販売サイトに要注意 ～



SNS等で「特別価格」「初回限定」といった広告から商品を購入したところ、定期購入が条件の契約であった、という事例が多発しています。中には解約手段が制限され、なかなか解約できなかつたり、解約手数料を請求されたりすることもあります。

対策

- 定期購入が条件になっていないか確認しましょう。
- (定期購入だった場合) 支払うことになる総額を確認しましょう。
- 解約条件や解約の際の連絡手段を注文前に確認しましょう。
- 注文完了前の「最終確認画面」をよく読み、画面をスクリーンショット(画面の保存)しておきましょう。

※スクリーンショットの方法がわからない方は、家族や友人に確認してみてください!



「あれっ?」と思ったら
国立市消費生活センターへ!
042-576-3201



「絶対儲かる」は全部ウソ!

～ 友人・知人の紹介でもいらないものは断りましょう ～



「絶対儲かる」「楽して高収入」などと言って情報商材の販売や投資グループへの勧誘をしてくる事例が年齢を問わず発生しています。購入したものの全く稼げない、投資で運用益が出ていることになっているが出金できない、といったトラブルが多数発生していますので、十分に気を付けましょう。

対策

- 「絶対」「確実」といった言葉はうのみにしないようにしましょう。
- 友人や知人からの勧誘でも、怪しいと感じたら断りましょう。
- 借金してまで契約、投資することはやめましょう。
- 投資にはリスクがあることを理解したうえで検討しましょう。
- よくわからなければ信頼できる身近な人に相談しましょう。

スマホのセット契約に注意!

～ 「お得になります」には裏がある ～

スマートフォンの新規購入や機種変更のために販売店に行った際、光回線やタブレット端末を同時契約するとお得になると勧められ、よくわからないまま契約したところ、月々の料金が前より高くなったというトラブルが高齢者を中心に多発しています。

対策

- 「お得になる」という言葉に惑わされず、必要なものかどうかをよく考えましょう。内容がよくわからない場合は家族や友人等に確認し、理解したうえで契約しましょう。
- 事業者には契約前に「消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない」と義務付けられていますが、消費者側でも契約内容や月々の料金、解約条件などを必ず確認するようにしましょう。



悪質な訪問販売に注意!

～ 「無料点検しますよ」は信じて大丈夫? ～

「無料点検します」「近所で屋根工事をしていたのでついでに点検しましょうか?」などと言って自宅を訪ねて来た事業者から、高額な工事契約を求められるトラブルが多く発生しています。

対策

- 突然訪問してきて、その場で契約を求めてくる事業者には注意しましょう。契約を検討する場合でも、必ず複数の事業者から見積りを取り、その場で即決しないようにしましょう。
- 契約をするつもりがない場合はきっぱりと断りましょう。それでもしつこく勧誘してきて、事業者が帰らない場合は警察に通報して構いません。
- 万が一契約してしまった場合でも、クーリング・オフ(契約解除)ができる場合があります。その際はすぐに国立市消費生活センターへご相談ください。

